

2018年2月27日

株式会社  
代表取締役 殿

一般社団法人大阪損害保険代理業協会  
会長 黒石 光寿  
企画環境委員長 隼田 智貴

### 公正な自動車保険（任意保険）募集に関する件

拝啓 貴社益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は弊会の活動にご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、貴社社員の皆様におかれましては、損害保険普及のためにご尽力され、弊会といたしましても敬意を表するところであります。自動車保有台数の伸び悩む中、自動車保険（任意保険）の契約募集につきましては各代理店間において益々競争が激化しています。

かかる状況下においても、保険募集に関しては一定のルールのもと、公平な募集を行うことが必要であることは言うまでもございません。

貴職におかれましては、当然のことながら貴社社員の皆様の保険業務遂行について、コンプライアンスの励行を厳しくご指導しておられることと推察申し上げます。

しかし誠に残念ながら、貴社社員の保険募集に関し、保険業法第300条に抵触すると疑念を持たざるを得ない行為について、弊会会員より報告が入りましたのでお伝えいたします。

弊会といたしましては、大阪府下に900名を超える会員が存在し、不公正な募集情報を常に収集しています。再三の法令順守の要請にも関わらず繰り返される保険業法第300条違反に該当する不公正募集について、弊会といたしましては行政当局に対し事案の報告を検討せざるを得ないと考えております。

<案件概要> 下記は保険業法第300条に抵触する行為です。

\*2018年1月20日

\*貴社 店 担当 氏

\*自動車保険（任意保険）の加入を条件として、販売車両価格の値引き、下取り価格の引き上げ、その他割引、サービス等の提供を約する行為

弊会といたしましては、貴業界営業担当の皆様と弊会会員が、共に損害保険業界の一員として公平・公正な競争を通じて、正しい損害保険の普及発展を目指す事こそ、真に保険契約者の安心と全ての交通事故被害者の救済に貢献するものであると確信しております。

大変恐縮ではございますが、どうか今一度、貴社社員各位に「関連法規等の遵守とコンプライアンス励行の重要性」を周知徹底下さり、特に上記のような法律に抵触する行為のない営業をご指導いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

平成 30 年 3 月 23 日

一般社団法人大阪損害保険代理業協会

会長 黒石 光寿 殿

企画環境委員町 隼田 智貴 殿

株式会社  
営業推進部 部長  
課長

### 公正な自動車保険（任意保険）募集に関する件

拝復、貴会益々のご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の活動にご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 2 月 27 日付貴信にて表記案件についてのご指摘を賜り誠にありがとうございました。ご指摘いただきました案件につきまして、ご回答させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

<ご指摘の案件について>

・ 2018 年 1 月 20 日

・ 担当

1 月から現在に至るまで、該当スタッフの取扱い契約に関する募集行為について社内にて調査を行った結果、保険業法第 300 条違反に該当すると思われる行為は確認出来ませんでした。

弊社での定期的な社内コンプライアンス研修等を通じて保険業法第 300 条違反となる行為は厳に禁止し公正な募集活動を徹底していますが、本件を受けて、改めて社内通達を発信し、関連法規制の遵守とコンプライアンス励行の重要性を伝え、募集経緯の中でお客様から誤解を受けることのないよう指導を徹底いたしました。(3 月 9 日 社内会議にて発信)

敬具